

介護サービス事業所等自己点検票（指定短期入所生活介護事業）

令和5年7月1日適用

| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
|---------------|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 一 基本方針 | <p>1 基本方針</p> <p>指定短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> | <p>法第73条第1項 条例111第146条</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 二 人員に関する基準 | <p>1 従業員の配置の基準</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに短期入所生活介護従業者の区分に応じ次に定める員数となっているか。</p> <p>①医師</p> <p>1人以上配置しているか。</p> <p>②生活相談員</p> <p>イ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。</p> <p>ロ 1人は常勤となっているか。</p> <p>ただし、利用者定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 社会福祉主事の資格を有する者又はこれに同等以上の能力を有する者となっているか。</p> <p>③介護職員又は看護職員</p> <p>イ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員）は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>ロ 介護職員又は看護職員のうち、1人は常勤となっているか。</p> <p>ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。</p> | <p>法第74条第1項 条例111第147条第1項、第2項 規則141第31条第1項、第5項、第6項、第7項、第8項 施行要領 1882 第3の八の1の(2)、(4)</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| 項目 | 確認事項 | 根拠法令 | はい | 非該当 | いいえ |
|---------------|---|-------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 二 人員に関する基準 | <p>④栄養士 1人以上配置しているか。 ただし、利用定員数が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>⑤機能訓練指導員 イ 1人以上となっているか。 ロ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者をいう。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>⑥調理員その他の従業者 当該事業所の実情に応じた適当数となっているか。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(2) 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> | 規則141第31条第3項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 管理者 | <p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。</p> | 条例111第148条第1項、第2項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(2) 管理者は、専ら当該指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|--|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 三 設 備 に 関 す る 基 準 | 1 利用定員等 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 | 条例111第149条第1項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 2 設備及び備品等 (1) 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。 ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。 | 条例111第150条第1項 要領1882第3の八の2の(2) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) (1)の規定にかかわらず、都知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 ①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であってかつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 三 設備に関する基準 | (3) 指定短期入所生活介護事業所は、次に掲げる設備を設けるとともに、短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えているか。 | | | | |
| | ①居室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ②食堂 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ③機能訓練室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ④浴室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑤便所 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑥洗面設備 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑦医務室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑧静養室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑨面談室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑩介護職員室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑪看護職員室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑫調理室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑬洗濯室又は洗濯場 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑭汚物処理室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑮介護材料室 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| (4) (3) の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 | 条例111第150条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項 | | | | |
| ①居室 イ 居室の定員は、4人以下としているか。 ロ 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上としているか。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| ②食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができるが、支障がない広さを確保できているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| ③浴室 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| ④便所 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| ⑤洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとなっているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|---------------|--|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 三 設備に関する基準 | (5) その他の構造設備 ①廊下の幅は、1.5m以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上となっているか。ただし、既存建物の改修により整備した指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ※なお中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 | 条例111第150条 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ②廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ③階段の傾斜を緩やかにしているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | ⑤居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合、1以上の傾斜路を設けているか。 ただしエレベーターを設けるときは、この限りではない。 ※傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとする。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 四 運営に関する基準 | 1 管理者の責務 (1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 条例111第167条準用（第51条第1項、第2項） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、基準条例の「第9章第4節 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 2 運営規程 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の送迎の実施地域 ⑥指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。） ⑩その他運営に関する重要事項 | 条例111第151条第1項 要領1882第3の人の3の(1) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|---|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 3 勤務体制の確保等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することができるよう各指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。 | 条例111第167条準用（第103条第1項、第2項、第3項、第4項） 要領1882第3の八の3の(17)イ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所生活介護については、この限りでない。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（※令和6年3月31日までの間は努力義務） | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (5) 指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 (職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置) | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 条例111号第167条準用（第11条の2） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※上記(1)～(3)については3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|--|-----------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 5 対象者等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。 | 条例111第152条第1項、第2項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 6 内容及び手続きの説明及び同意 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。 | 条例111第153条第1項 要領1882第3の八の3の(3) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 居宅基準第153条第1項は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいが確認しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|---|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 7 提供拒否の禁止 正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。 ※正当な理由 ・事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。 ・利用者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合。 ・その他利用申込者に対し自ら適切なサービス提供が困難な場合。 | 条例111第167条準用（第13条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 8 サービス提供困難時の対応 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 条例111第167条準用（第14条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 9 受給資格等の確認 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 | 条例111第167条準用（第15条第1項、第2項） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 10 要介護認定等の申請に係る援助 (1) 指定短期入所生活介護事業者は要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 条例111第167条準用（第16条第1項、第2項） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 11 心身の状況等の把握 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 条例111第167条準用（第17条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|--|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。 | 条例111第167条準用（第19条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。 | 条例111第167条準用（第20条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 14 サービスの提供の記録 （1）指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 条例111第167条準用（第23条第1項、第2項） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | （2）指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 15 利用料等の受領 （1）指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 条例111第154条第1項、第2項、第3項、第4項 規則141第35条第3項 要領1882第3の八の3の(4)② | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | （2）指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | 法第41条第8項 法施行規則第65条 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|---|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、支払を利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p>①食事の提供に要する費用</p> <p>②滞在に要する費用</p> <p>③利用者が選定する特別な居室の提供に伴い必要となる費用</p> <p>④利用者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用</p> <p>⑤送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)</p> <p>⑥理美容に要する費用</p> <p>⑦①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護として提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させることが適当と認められるもの</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>ただし、(3)の①～④に掲げる費用については、文書により同意を得ているか。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>(6) 指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>16 保険給付の申請に必要な証明書の交付</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> | <p>条例111第167条準用(第25条)</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|--|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 17 指定短期入所生活介護の取扱方針 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っているか。 | 条例111第155条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、16(1)に規定する短期入所生活介護計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われているか。 ※「相当期間以上」とは概ね4日以上連続して利用する場合を指す。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 短期入所生活介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (5) 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (6) 指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 18 短期入所生活介護計画の作成 (1) 管理者は、相当期間（概ね4日以上連続して利用する場合を指す。）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 | 条例111第156条第1項、第2項、第3項 要領1882第3の八の3の(6)①、④、⑤ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該指定短期入所生活介護の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (5) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|---|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | (6) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (7) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 19 介護 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、必要な技術をもって行っているか。 | 条例111第157条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上利用者を入浴させ、又は清しきするとともに、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)(2)に規定するほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行っているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (5) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 20 食事 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しているか。 | 条例111第158条 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 21 機能訓練 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。 | 条例111第159条第1項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 22 健康管理 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。 | 条例111第160条第1項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 23 相談及び援助 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 条例111第161条第1項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|---|--|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 24 その他のサービス提供 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、利用者のためのレクリエーションその他交流行事を行っているか。 | 条例111第162条第1項、第2項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 25 利用者に関する区市町村への通知 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 | 条例111第167条準用（第30条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 26 緊急時等の対応 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか | 条例111第163条第1項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 27 定員の遵守 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | 条例111第164条第1項 規則141第36条第1項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (2) 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、定員を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。この場合、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行っているか。 なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人までとしているか。 | 条例111第164条第2項 施行要領第3の八の3の(14) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|---|---|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 28 地域等との連携 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。 | 条例111第165条 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 29 衛生管理等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じているか。 | 条例111第167条準用（第109条第1項、第2項） 規則141号第37条準用（第19条の2） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。（令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。） ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 30 非常災害対策 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。 | 条例111第167条準用（第110条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 31 掲示 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、上に規定する事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができる。 | 条例111第167条準用（第33条） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 32 秘密保持等 (1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 条例111第167条準用（第34条第1項、第2項、第3項） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|--|--|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | (3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 33 広告 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。 | 条例111第167条準用(第35条) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 34 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にとって特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 条例111第167条準用(第36条) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 35 苦情処理 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 条例111第167条準用(第37条第1項)、第2項、第3項、第4項) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 要領1882第3の8の3の(15)準用(同第三の一の3の(23)の②) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、当該区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (5) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときには、当該改善の内容を報告しているか | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|---|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 36 事故発生時の対応 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 | 条例111第167条準用（第39条第1項、第2項） 要領1882第3の八の3の(16)準用（同第3の一の3の(30)③） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 37 虐待の防止 指定短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。（令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。） ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。 ②虐待の防止のための指針を整備すること。 ③短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 都条例111号第167条準用（第39条の2） 都規則141号第37条準用（第4条の3） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 38 会計の区分 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、各指定短期入所生活介護事業所において経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 (2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年3月10日老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」及び平成13年3月28日老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行われているか。 | 条例111第167条準用（第40条第1項） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|---|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 四 運 営 に 関 す る 基 準 | 39 記録の整備 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 | 条例111第166条第1項、第2項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保存しているか。 ①短期入所生活介護計画 ②基準条例第23条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの具体的な内容等の記録 ③基準条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録 ④基準条例第30条の規定を準用する区市町村への通知に係る記録 ⑤基準条例第37条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥基準条例第39条第1項の規定を準用する事故の状況及び処置についての記録 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 五 変 更 の 届 出 等 | 1 変更の届出等 (1) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。 | 法第75条第1項、第2項 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都知事に届け出ているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 六 介 護 給 付 の 算 定 | 1 基本的事項 (1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。 | 法第41条第4項 平12厚告19（平24厚告96）の一別表の8、の二、の三 平12老企39 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--------------------|---|------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付費の算定及び取扱い | (2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 2 算定の区分等 (1) 平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のイに適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」の一のイ、ハを満たすものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める基準」の八に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注1 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) (1) について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三により算定しているか。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | | |
|--|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い | 3 生活機能向上連携加算 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注5 老企第40号第2の2 (7) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | <p>外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次の「厚生労働大臣が定める基準」に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成していること。</p> <p>（3）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通</p> <p>① 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>② （1）、（2）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っていること。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|------------------|---|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付の算定及び取扱 | <p>4 機能訓練指導員に係る加算</p> <p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注6 老企第40号第2の2（8） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>5 個別機能訓練加算</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を加算しているか。</p> | 平12厚告19別表の8のイ及びロの注7 平27厚告95の36 老企第40号第2の2（9） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>6 看護体制加算</p> <p>次のそれぞれ掲げる「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅲ）イ又はロを算定せず、看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅳ）イ又はロを算定しない。</p> <p>（1）看護体制加算（Ⅰ） 4単位 次に掲げる基準に適合すること。 ①常勤の看護師を1名以上配置していること。 ②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注8 平12告26（平24告97）十五 平12告27（通所介護費等の算定方法 老企第40号第2の2（10） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|-------------------|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付の算定及び取扱い | (2) 看護体制加算 (II) 8単位 次に掲げる基準に適合すること。 ①当該事業所の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 ②当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 ③定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 看護体制加算 (III) イ 12単位 次に掲げる基準に適合すること。 ① 利用定員が29人以下であること。 ② 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が100分の70以上であること。 ③ (1) ①及び②に該当するものであること。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 看護体制加算 (III) ロ 6単位 次に掲げる基準に適合すること。 ① 利用定員が30人以上50人以下であること。 ② (3) ②及び③に該当するものであること。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (5) 看護体制加算 (IV) イ 23単位 次に掲げる基準に適合すること。 ① (2) ①から③まで並びに (3) ①及び②に該当するものであること。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (6) 看護体制加算 (IV) ロ 13単位 次に掲げる基準に適合すること。 ① (2) ①から③まで、(3) ②及び (4) ①に該当するものであること。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 7 医療連携強化加算 「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位に加算しているか。 ただし、人工腎臓を実施している状態で在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しないでいるか。 | 平 12 厚告 19 別表の 8 のイ及びロの注 9 平 27 告 95 の 37 平 27 告 94 の 20 老企第40号第2の2 (11) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--------------------|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付費の算定及び取扱い | 8 夜勤職員配置加算 「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」（夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合）を満たすものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 13単位 (2) 夜勤職員配置加算（Ⅲ） 15単位 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注10 平12告29・一ハ老企第40号第2の2（12） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 9 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注11 老企第40号第2の2（13） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 10 若年性認知症利用者受入加算 「厚生労働大臣が定める基準」（受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。）に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、9の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注12 平12告25（平24告96）十二 老企第40号第2の2（14） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 11 送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注13 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 12 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）の算定 次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定しているか。 (1) 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 (2) 厚生労働大臣が定める施設基準」（居室の面積が10.65㎡以下）に適合する従来型個室を利用する者 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注14 平12告26（平24告97）十六 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い | (3) 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 13 緊急短期入所受入加算等 別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算することができるものであるが、適正になされているか。ただし、9の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しないでいるか。 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注15 平27厚告94の21 老企第40号第2の2（17） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 14 連続して30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定していないか | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注17 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 15 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日つき30単位を所定単位数から減算しているか。 | 平12厚告19別表の8のイ及びロの注18 平27厚告94の22 老企第40号第2の2（19） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 16 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、「厚生労働大臣が定める療養食」（疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風及び特別な場合の検査食）の療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を所定単位数に加算しているか。 (1) 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 (2) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 (3) 食事の提供が、「厚生労働大臣が定める基準」（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）に適合する指定短期入所生活介護事業所において行われていること。 | 平12厚告19（平24厚告96）別表の8のハの注 平12告23（平24告95）十八、十九 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--------------------|---|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付費の算定及び取扱い | 17 在宅中重度者受入加算 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算しているか。 (1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。) | 平 12 厚告 19 (平 24 厚告 96) 別表の 8 の のニの注 老企第 40 号第 2 の 2 (16) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (2) 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。) | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (3) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれも算定している場合 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | (4) 看護体制加算を算定していない場合。 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 18 認知症専門ケア加算 指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 | 平 12 厚告 19 (平 24 厚告 96) 別表の 8 の のホ注 老企第 40 号第 2 の 2 (18) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |

| | | | | | |
|--------------------|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付費の算定及び取扱い | <p>③ 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① イの基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> | | | | |
| | <p>19 サービス提供体制強化加算</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容</p> <p>短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること</p> <p>① 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100の80以上であること。</p> <p>② 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が100分の35以上であること。</p> <p>(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> | 平12厚告19(平24厚告96)別表の8のへの注 平27告95の38 老企第40号第2の2(20) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|--------------------|---|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付費の算定及び取扱い | <p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p>(2) イ(2)に該当するものであること。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること</p> <p>① 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>② 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>③ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) イ(2)に該当するものであること。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>20 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> | <p>平 12 厚告 19 別表の 8 のトの注</p> <p>平 27 厚労告 95 の三十九(平 27 厚労告 95 の四号準用)</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|-------------------|---|--|---|---|---|
| 六 介護給付費の算定及び取扱 | <p>(2)指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>（三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>（五） 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> | | | | |
| | <p>ロ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> | | □ | □ | □ |

| | | | | | |
|--------------------|--|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 六 介護給付費の算定及び取扱い | <p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | <p>21 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一)経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> | <p>平成12厚告19別表8のチの注</p> <p>平27厚労告95の三十九の二(平27厚労告95の六号の二準用)</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| | | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|
| 六 介護給付費の算定及び取扱 | <p>(二)指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三)介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p> <p>四介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p> <p>(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ていること。</p> <p>(6) 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> | | □ | □ | □ |
| <p>22 介護職員等ベースアップ等支援加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ 指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本可算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ニ 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ 短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>へ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に通知していること。</p> | <p>平成 12 厚告 19 別表 8 のりの注</p> <p>平 27 厚労告 95 の三十九の三(平 27 厚労告 95 の四号の三準用)</p> | | | |

| | | | | | |
|--|--|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | <p>23 定員超過利用に係る減算</p> <p>利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p> | <p>平 12 老企 40 第二の1(3)</p> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|--|--|-------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|